

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター工事請負契約に係る指名停止
等の措置要領

15国研セ第10-91号
平成15年10月24日
最終改正 2国研セ第21030903号
令和3年 3月12日

(指名停止)

- 第1 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター会計規程第7条第1項第7号に規定する契約責任者（以下「契約責任者」という。）は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター契約競争参加者等資格審査要領第6条各項の規定により国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの工事請負契約に係る競争参加有資格者として登録されている者（以下「有資格者」という。）が別表第1及び第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 契約責任者が指名停止を行ったときは、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）の工事請負契約を締結する事務を行う者で、センターに所属する者（以下「契約担当者」という。）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第2 契約責任者は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 契約責任者は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 契約責任者は、第1第1項または前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期

は、当該各号に定める短期の2倍の期間（当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍）とする。

- (1) 別表第1各号または別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号または別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第4号までまたは第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号までまたは第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 契約責任者は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
 - 4 契約責任者は、有資格者について極めて悪質な事由があるためまたは極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24ヶ月を超える場合は24ヶ月）まで延長することができる。
 - 5 契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
 - 6 契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不法行為に対する指名停止の期間の特例）

第4 契約責任者は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、または契約担当者が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書を提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。
- (2) 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格者（その役員または使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決または競売等妨害若しくは談合に係る確定判決にお

いて、当該独占禁止法違反または競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。

- (3) 別表第2第5号から7号までまたは第12号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長若しくは、各独立行政法人の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、またはあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号までまたは第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間
- (5) センター及び農林水産省並びに農林水産省が所管する他の国立研究開発法人（以下「当該機関」という。）または他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）または談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号または第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間。

（指名停止の措置対象区域の特例）

第5 契約責任者は、有資格者が別表第1第6号または第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、管轄する区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 契約責任者は、別表第1第6号または第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

（指名停止の通知）

第6 契約責任者は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項若しくは第5第2項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、または第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、別紙様式第2号または別紙様式第3号により通知するものとする。

2 契約責任者は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由がセンターの発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7 契約責任者は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当者は、会計規程第38条第1項第3号に規定する場合は、あらかじめ契約責任者の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

3 契約責任者は、前項の承認をしたときは、別紙様式4号によりセンターを所管する主務省庁に報告するものとする。

(下請等の禁止)

第8 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者が当該契約担当者の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、または当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止の報告)

第9 契約責任者は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項若しくは第5第2項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、または第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ別紙様式第5号、別紙様式第6号または別紙様式第7号により、センターを所管する主務省庁に報告するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10 契約責任者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができる。

附 則 (平成15年10月24日 15国研セ第10-91号)

この要領は、平成15年10月24日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成15年10月24以前に生じたものは、契約責任者の承認により指名停止等の措置を行うことができるものとする。

附 則 (平成19年10月1日 19国研セ第10-6号)

この要領は、平成19年10月1日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成19年10月1日以前に生じたものは、契約責任者の承認により指名停止等の措置を行うことができるものとする。

附 則 (平成27年3月31日 26国研セ第15032001号)

この要領は、平成27年4月1日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成27年4月1日以前に生じたものは、契約責任者の承認により指名停止等の措置を行うことができるものとする。

附 則 (令和3年3月12日 2国研セ第21030903号)

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1

センターの契約責任者の所管する区域の一部で、所在地の属する都道府県の区域及び当該都道府県の隣接する都道府県の区域内(沖縄県にあっては、九州全区域とする。)において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 センターの発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 センターの契約責任者及び契約担当者と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「センター発注工事」という。)の施行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められる時を除く。)</p> <p>3 センターの契約責任者の所管する区域の一部内における工事で前号に掲げる以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p> <p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、センター発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 センター発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、または損害(軽微なものは除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p>

<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 センター発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロまたはハに掲げる者がセンターの職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格者である個人または有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）またはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>2 次のイ、ロまたはハに掲げる者がセンターの職員以外の当該機関職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>3 次のイ、ロまたはハに掲げる者がセンターの契約責任者の所管する区域の一部内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p>

ロ 一般役員等	2ヶ月以上6ヶ月以内
ハ 使用人	1ヶ月以上3ヶ月以内
4 次のイまたはロに掲げる者がセンターの契約責任者の所管する区域の一部外において他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕または公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヶ月以上9ヶ月以内
ロ 一般役員等	1ヶ月以上3ヶ月以内
(独占禁止法違反行為)	
5 センターの契約責任者の所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内
6 次のイまたはロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第12条に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から
イ センターの契約担当者	3ヶ月以上12ヶ月以内
ロ センターの契約担当者以外の当該機関の工事請負契約担当者	2ヶ月以上9ヶ月以内
7 センターの契約責任者の所管する区域の一部外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	刑事告発を知った日から1ヶ月上9ヶ月以内
(競売入札妨害または談合)	
8 次のイまたはロに掲げる者と締結した請負契約に	

<p>係る工事に関し、一般役員等または使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p>
<p>イ センターの契約担当者の管轄する区域内の他の公共機関の職員</p>	<p>2ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>ロ センターの契約担当者の管轄する区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>9 次のイまたはロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等または使用人が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p>
<p>イ センターの契約担当者</p>	<p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>ロ センターの契約担当者以外の当該機関の工事請負契約担当者</p>	<p>2ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>11 センターの契約担当者以外の当該機関の工事請負契約担当者が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から4ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p>	
<p>12 センターの契約担当者または公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で農林水産省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイまたはロに掲げる場合に該当する協定（平成7年12月8日条約第2</p>	<p>刑事告発、逮捕または公訴を知った日から6ヶ月以上24ヶ月以内</p>

<p>3号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。</p> <p>イ 独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、刑事告発をうけたとき(有資格者である法人の役員若しくは使用人または有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、または逮捕された場合を含む)。</p> <p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人または有資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで告訴を提起されたとき。</p>	
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>1 3 センターの契約担当者の管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く)。</p> <p>1 4 次のイまたはロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。</p> <p>イ センターの契約担当者</p> <p>ロ センターの契約担当者以外の当該機関の工事請負契約担当者</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>1 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

住 所
商号または名称
代表者氏名 殿

理 事 長 （ 押 印 省 略 ）

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〃 が（の） 〃 ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は係る事態が生ずることのないよう十分注意されたい。（今後は係る事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

- 1 指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 指名停止の理由

（備考）

- 1 には、措置要件に該当する事実を簡明に明記する。
- 2 には、第6第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 には、指名停止の期間の始期及び終期並びに措置対象区域を記載する。
また、措置対象区域は、別表第1第6号または、第8号の措置要件に該当する場合に記載する。
- 4 には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

住 所
商号または名称
代表者氏名 殿

理 事 長 (押 印 省 略)

指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け、 国研セ第 一 号をもって貴
の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内
容を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 変更後の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 3 変更の理由

（備考）

- 1 措置対象区域は、第5第2項の規定による場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

住 所
商号または名称
代表者氏名 殿

理 事 長 (押 印 省 略)

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け、 国研セ第 ー 号をもって貴
の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通
知する。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省 農林水産技術会議事務局長 殿

理 事 長 (押 印 省 略)

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

工 事 名	
施 行 場 所	
工 事 種 別	
契 約 の 相 手 方	
契 約 予 定 月 日 及 び 予 定 工 期	

上記の工事の請負契約については、下記の理由により指名停止の期間中の有資格者と随意契約を締結することを承認したので報告する。

記

理 由

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

農林水産省 農林水産技術会議事務局長 殿

理 事 長 (押 印 省 略)

指 名 停 止 報 告 書

商 号 また は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	
登 録 工 事 種 別、等 級 及 び 当 該 等 級 に お け る 順 位	
指 名 及 び 契 約 の 実 績	

上記の有資格者について、当センター「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 指名停止の理由
- 3 通知を行わなかった場合には、その理由
- 4 備考（他機関の見解等）

（備考）

- 1 措置対象区域は、別表第1第6号または、第8号の措置要件に該当する場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第6号

番 号
年 月 日

農林水産省 農林水産技術会議事務局長 殿

理 事 長 (押 印 省 略)

指 名 停 止 変 更 報 告 書

商 号 ま た は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け、 国研セ第
一 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のと
おり当該指名停止の内容を変更したので報告する。

記

- 1 指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 変更後の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 3 変更の理由

（備考）

- 1 措置対象区域は、第5第2項の規定による場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省 農林水産技術会議事務局長 殿

理 事 長 (押 印 省 略)

指 名 停 止 解 除 更 報 告 書

商 号 また は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け、 国研セ第
一 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この 度、下記の
理由により当該指名停止を解除したので報告する。

記

理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。